

## 次世代育成支援対策推進法「一般事業主行動計画」

### 1 基本方針

職員が職業生活と家庭生活を両立しながら、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備する。

### 2 計画期間

平成23年4月1日～平成27年3月31日まで

### 3 内容

- ・目標1 毎週1日及び「はぐみんデー（19日）」をノー残業デーとし、平成27年3月までに実施率向上を図る。

#### <対策>

- ・平成23年4月～ ノー残業デー実施結果を記録・分析する。
- ・平成24年4月～ ノー残業デー実施結果の分析を基に、実施率の向上を図る。
- ・目標2 育児に関する休暇制度の周知を図るとともに、平成27年3月までに子の看護休暇の取得率向上を図る。

#### <対策>

- ・平成23年4月～ 育児に関する休暇の諸制度の一覧を事務局で作成
- ・平成24年4月～ 子の看護休暇取得対象職員への周知
- ・目標3 平成27年3月までに財団事業への子（小学生以下。以下同じ。）の参加や親の職場見学を年2回実施する。

#### <対策>

- ・平成25年3月までに財団事業への子の参加等を年1回実施
- ・平成27年3月までに財団事業への子の参加等を年2回実施
- ・目標4 平成27年3月までに若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供の実施率向上を図る。

#### <対策>

- ・事務所長に対し積極的に就業体験機会の提供を行うよう依頼
- ・就業体験機会の提供を行った事務所は事務局へ報告することとする。
- ・24年4月～ インターンシップ等の受け入れ事業所であることの広報を実施